

# 第7期 南部箕蚊屋広域連合 介護保険事業計画

## ダイジェスト版



### 目 次

1	計画策定にあたって	1
2	施策の体系	2
3	重点的な取り組み	3
4	高齢者の状況	5
5	介護保険事業費の見込みと介護保険料	6



まちとむら 未来をひらく 広域連合

## 南部みのかや広域連合

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1 (南部町役場法勝寺庁舎内)  
電話: 0859-39-6222 ファックス: 0859-39-6223 ホームページ: <http://www.nan-mino.jp/>

- 南部町健康福祉課
- 伯耆町健康対策課
- 日吉津村福祉保健課

鳥取県西伯郡南部町倭 482

鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37-3

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

電話 0859-66-5524

電話 0859-68-5535

電話 0859-27-5952

# 1 計画策定にあたって

## ● 計画策定の趣旨

平成 12 年 4 月にスタートした介護保険制度は 17 年が経過し、介護が必要な高齢者の生活を支えるしくみとして定着してきました。

その一方、平成 37 年（2025 年）にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上になり、介護や生活支援を必要とする人が増加することが見込まれています。また、地域によって高齢化の状況及び介護需要も異なってくるのが想定され、今後、地域の実情に合わせて高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みである「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となります。

## ● 計画の期間

本計画は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間で計画期間とします。

## ● 計画の基本的な考え方

本計画の実施にあたっては、第 6 期計画に引き続き次の基本目標と 4 つの基本方針を掲げ、構成町村と協力して施策の推進を図ります。

### 基本目標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、  
地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり

#### ① 地域包括ケアシステムの構築・推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」を構築できるよう支援します。

#### ② 介護予防、維持・改善の推進

地域で自立した生活を維持するためには予防、状態の維持・改善が重要です。生活機能の低下が疑われる高齢者の早期把握と、状態に応じた介護予防サービスの提供を行い、介護予防を推進します。

#### ③ 認知症施策の推進

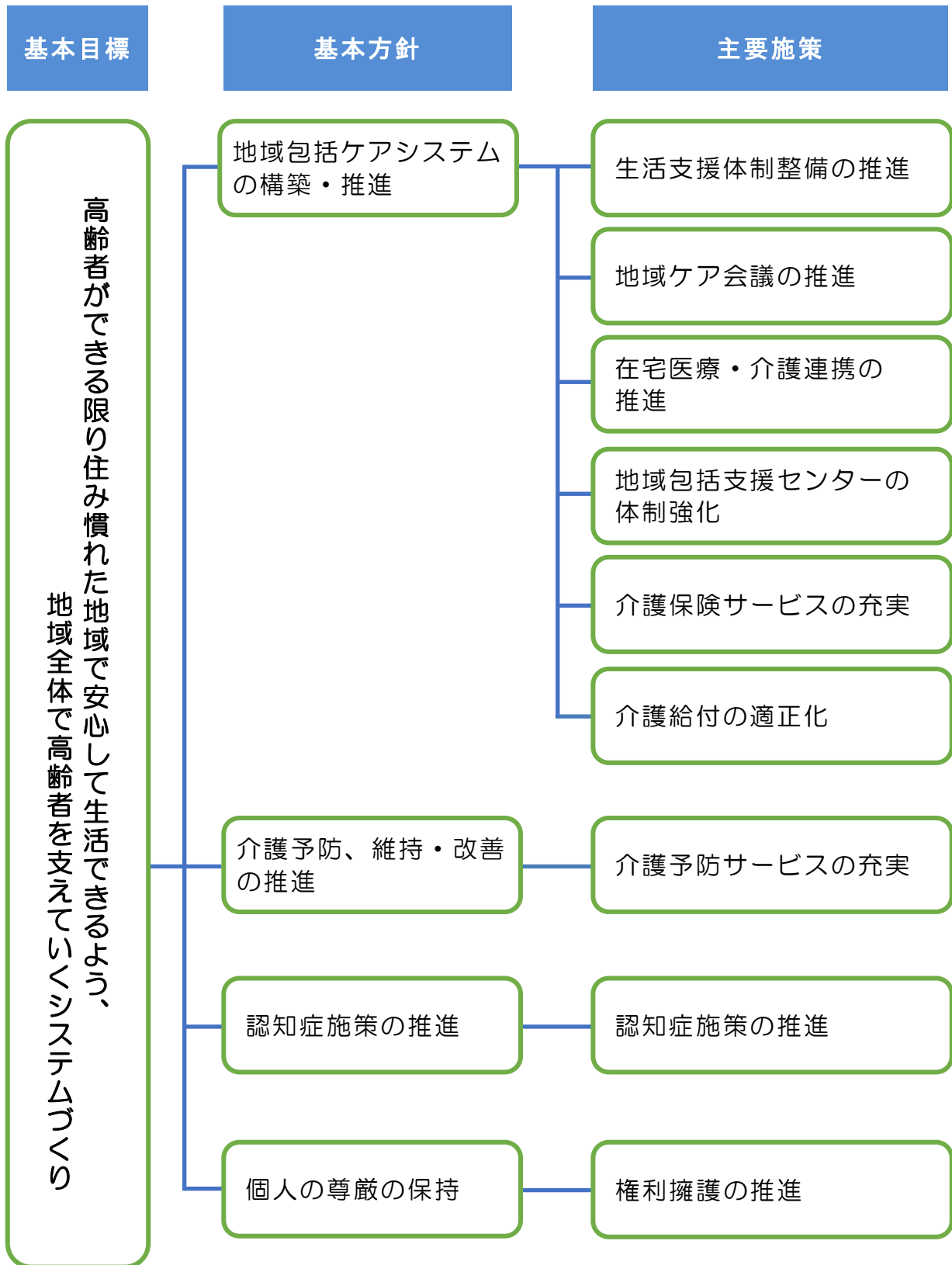
認知症に対するケア体制を構築するとともに、地域における認知症への理解と啓発を進めるなど、認知症高齢者への支援を図ります。

#### ④ 個人の尊厳の保持

介護を必要とする高齢者が、尊厳を持って生活でき、その意思が最大限尊重されることが大切です。高齢者が有する能力に応じた日常生活を営めるよう支援します。

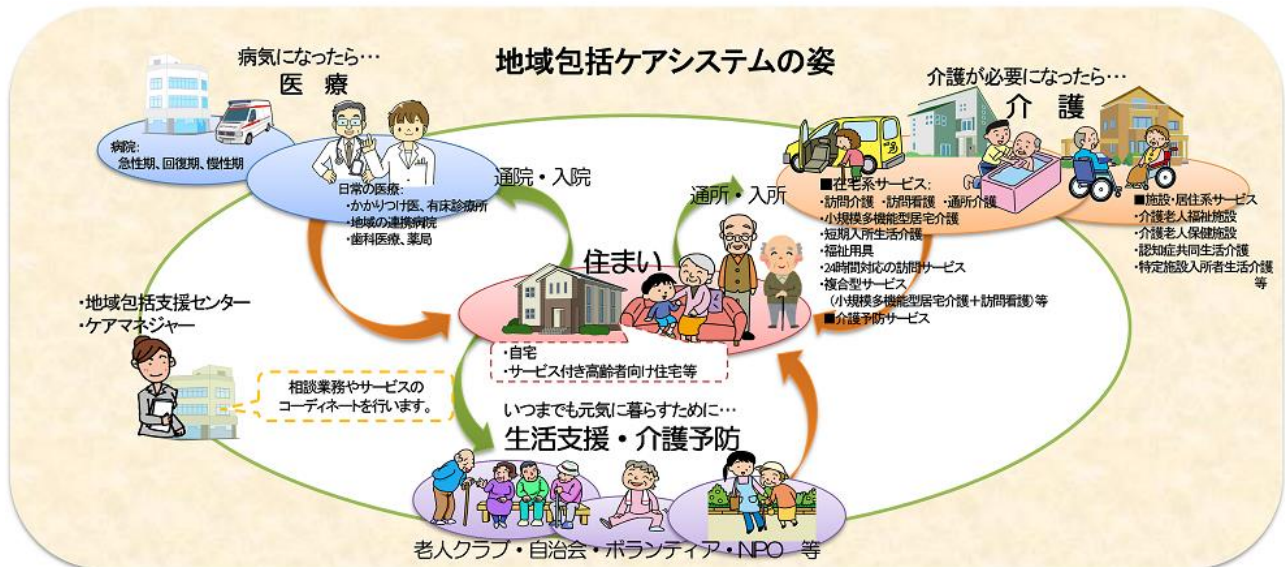
## 2 施策の体系

基本目標の達成に向けて、次の体系により各施策を展開していきます。



### 3 重点的な取り組み

地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進していくため、次の施策に重点的に取り組みます。



#### ● 生活支援体制整備の推進

生活支援体制の整備は、地域の実情に合った介護予防・生活支援サービスの充実に向けて引き続き事業実施を構成町村に委託して取り組みます。

構成町村間の連携や情報共有を図るとともに、広域連合全体としての課題抽出や資源開発を目的とした協議体（関係者、組織のネットワーク）の連絡会を定期的に開催します。

#### ● 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の機能である、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能が十分に発揮できるように会議の機能分担を行い政策形成に向けた仕組みを構築します。

また、介護支援専門員は介護サービスのマネジメントという重要な役割を担う専門職であり、その資質の向上が重要な課題となっています。このため、介護支援専門員を対象とした研修会の開催や、ケアマネジメントを支援する会議の開催を通して、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

#### ● 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携してサービスを提供できる体制の整備に引き続き取り組みます。

## ● 地域包括支援センターの体制強化

地域包括ケアシステムを構築していく上で地域包括支援センターの機能強化は重要な課題となっています。

地域包括支援センターでは、これまで総合相談支援業務として、各種相談・支援を行っていますが、地域共生社会の実現に向けて高齢者のみならず、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う支援体制について構成町村と連携して検討を行います。

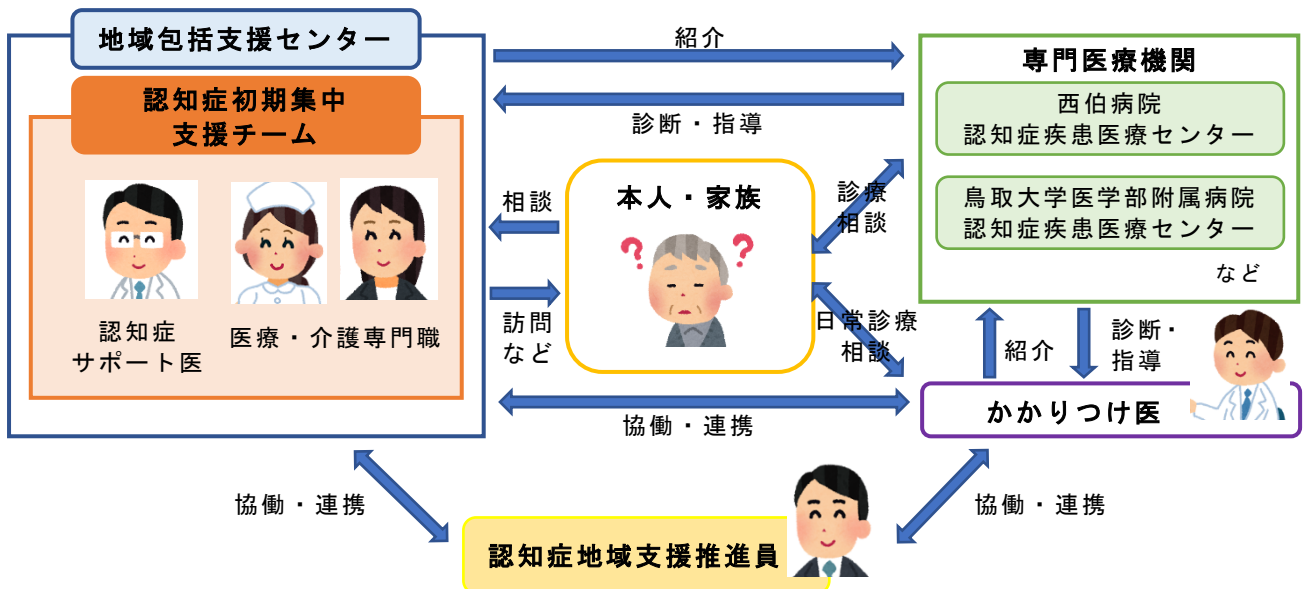


## ● 認知症施策の推進

国の「新オレンジプラン」に基づき、認知症についての正しい知識の普及と理解を図るとともに、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを確立し、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症の人やその家族への支援の充実を図ります。

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。また、認知症地域支援推進員を配置し、地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るとともに、認知症の人やその家族に対する相談体制や支援体制の構築を進めていきます。

認知症総合支援事業のイメージ図



### ◆ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人やその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

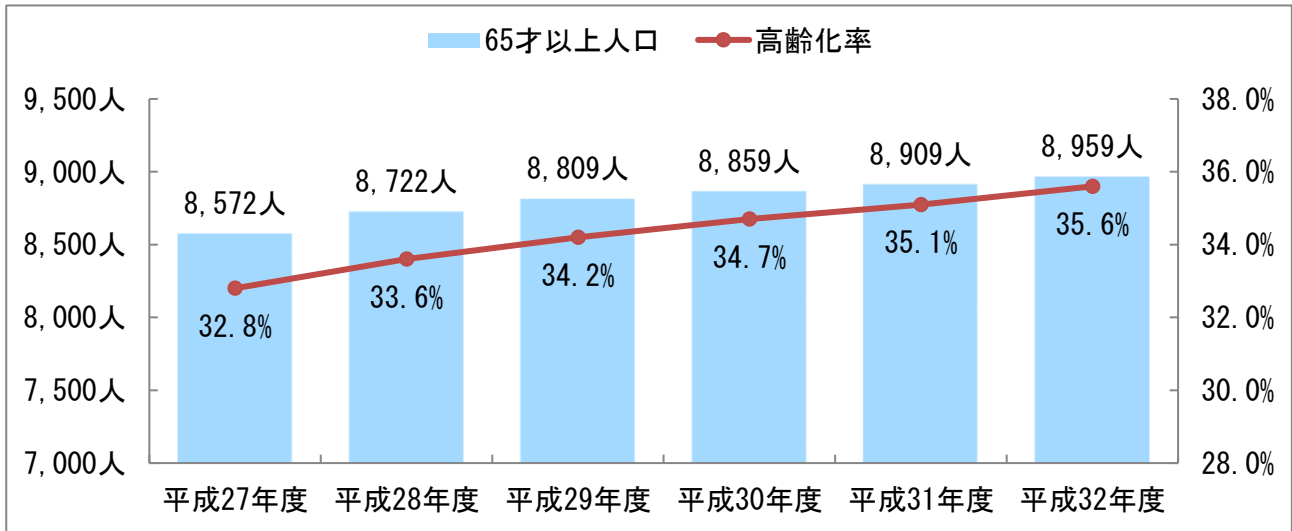
### ◆ 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

## 4 高齢者の状況

### ● 高齢者人口等の現状と推計

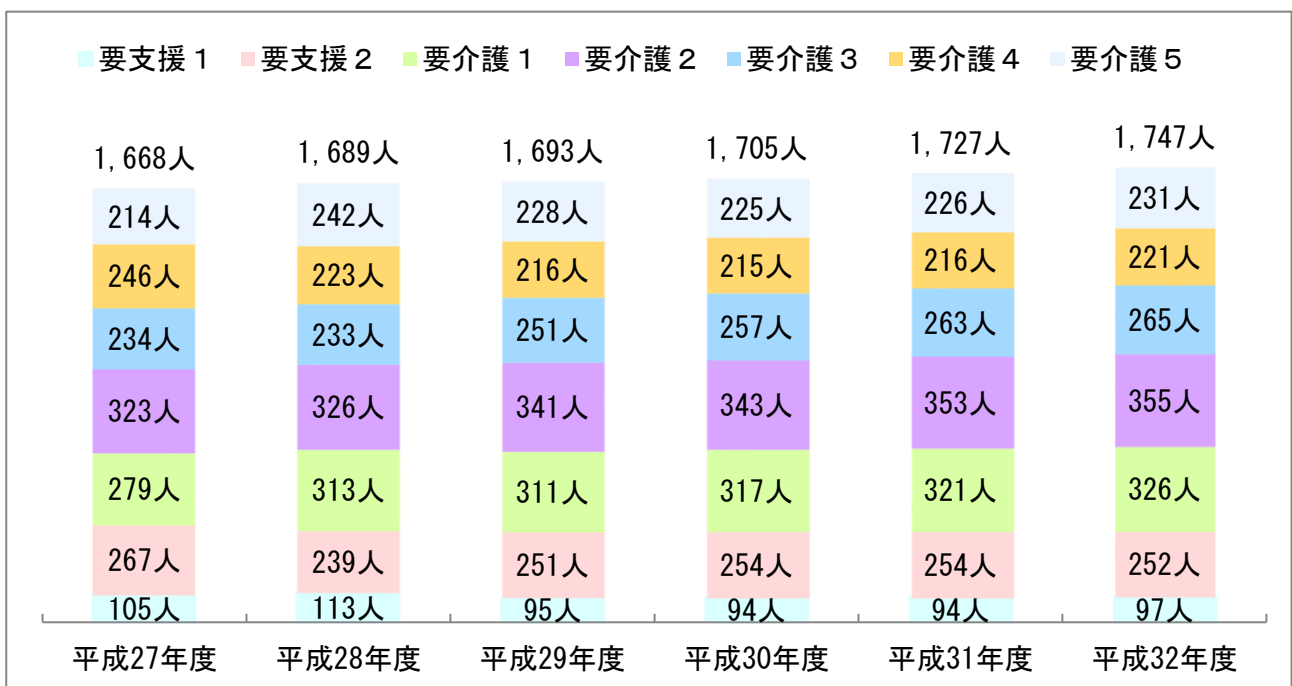
65歳以上の高齢者人口は、新たに65歳になられる方が多いため、徐々に人数が増加しています。平成32年には8,959人、高齢化率は35.6%になると見込みました。



(各年9月30日現在)

### ● 要介護認定者の現状と推計

要介護（要支援）認定者数は、高齢者数と同じく年々増加を続けています。今後も高齢者の増加によって少しずつ伸びてくることが予想されます。このため、平成32年度で1,747人になると見込みました。

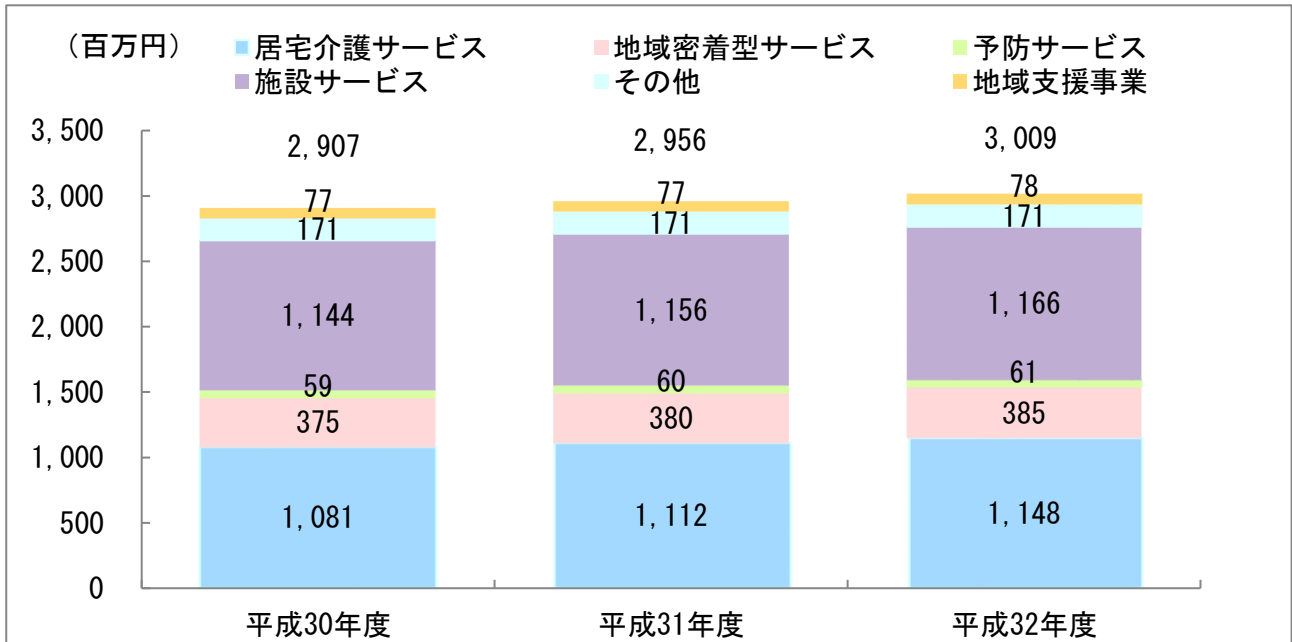


(各年9月30日現在)

## 5 介護保険事業費の見込みと介護保険料

### ● 介護保険事業費の見込み

介護保険の事業費は、本計画期間（平成30年度～平成32年度）の3年間で、約88億7,200万円と推計しています。



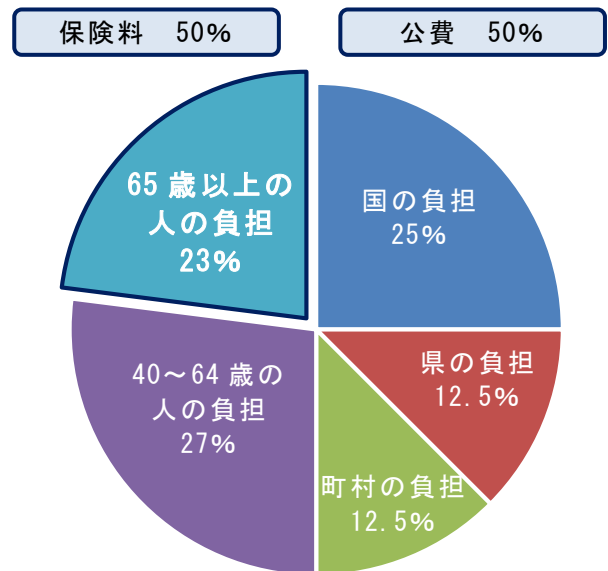
### ● 65歳以上の人の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は、平成30年度から平成32年度の3年間の介護保険事業の費用額を基に算出されます。本計画期間の65歳以上の負担割合は22%から23%に変更になっています。

保険料の設定にあたっては、給付と負担のバランスを図りながら保険料の上昇抑制に努めました。また、第6期計画期間中に積み立てた準備基金を取り崩して150円程度の上昇抑制を図りました。

低所得者（住民税非課税世帯）の一部については、引き続き公費による保険料軽減を行います。

介護保険の財源構成



第6期（平成27～29年度）  
保険料基準額 65,000円  
（月額 5,417円）



第7期（平成30～32年度）  
保険料基準額 71,000円  
（月額 5,917円）

## ● 所得段階別介護保険料

所得段階区分	対象者	負担割合	介護保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	0.50	35,500円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.75	53,200円
第3段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が120万円超	0.75	53,200円
第4段階	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	0.90	63,900円
第5段階(基準額)	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円超	1.00	71,000円
第6段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が120万円未満)	1.20	85,200円
第7段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が120万円以上200万円未満)	1.30	92,300円
第8段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が200万円以上300万円未満)	1.50	106,500円
第9段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が300万円以上500万円未満)	1.70	120,700円
第10段階	市町村民税本人課税(合計所得金額が500万円以上)	1.80	127,800円

※年額を計算する際は100円未満が切捨てとなります。

## ● 介護保険料の使いみち

65歳以上の人の介護保険料月額基準額 5,917円は、次のとおり使われます。

